

千葉県行政不服審査会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第四項の規定により、千葉県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第二条 審査会は、委員六人以内をもって組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第三条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第四条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第五条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第六条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とみなすことができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審査会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第七条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第八条 この条例に定めるもののほか、審査会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第九条 第七条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第二条第二項の規定による審査会の委員の任命に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

- 3 千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を「、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に、「について」を「並びに行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第一項の規定により設置される千葉県行政不服審査会の組織及び運営について」に、「及び千葉県国民保護協議会条例」を「、千葉県国民保護協議会条例」に、「に定める」を「及び千葉県行政不服審査会条例（平成二十八年千葉県条例第五号）に定める」に改める。